

### 【導入前の状況】

- 循環型社会の実現には、産業廃棄物の排出量の抑制とリサイクルの促進が行政課題
- 産業廃棄物が県境を越えて移動する実態を踏まえ、広域的な取組が必要

### 【本県の取組】

- 循環型社会の実現に資することを目的とした政策税制として創設(法定外目的税)
- 政策効果を確保するため九州各県と一斉導入(平成17年4月、ただし沖縄県は平成18年4月)

### 【取組の成果】

- 焼却施設や最終処分場への搬入量の減少等が認められ、税収は産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進などの政策の推進に貢献
- 九州全体でみても焼却施設や最終処分場への搬入量は減少傾向

### 【国の制度改革】

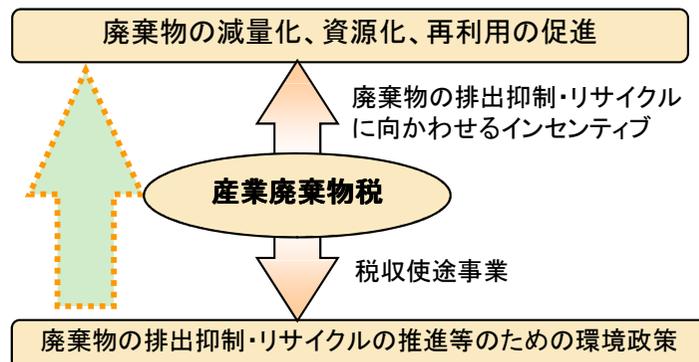
#### ◆第一次地方分権改革(H12.4地方分権一括法施行)

- 法定外普通税  
総務大臣の許可制 ⇒ 同意を要する協議制
- 新たに法定外目的税が創設

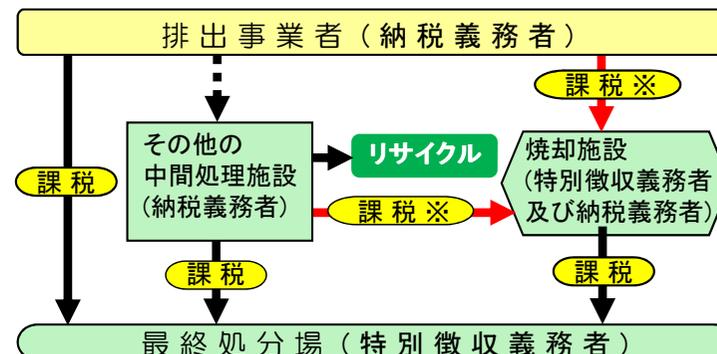
#### ◆税制改正(制限税率の緩和・廃止を含む)

- H10・個人市町村民税 制限税率(標準税率の1.5倍) ⇒ 廃止
- H16・法人事業税 制限税率(標準税率の1.1倍⇒1.2倍)緩和
- ・固定資産税 制限税率(標準税率の1.5倍) ⇒ 廃止
- ・法定外税の税率の引き下げ、廃止等を行う場合の  
総務大臣への協議・同意 ⇒ 不要 等

#### < 産業廃棄物税の役割 >



#### < 税制の仕組み >



※ 熊本県と沖縄県は最終処分業者特別徴収方式を採用しているため、焼却施設への搬入に対しては課税されない。(上図の赤矢印部分)